「こども基本法」を知っていますか



こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

ひょう たいまん しゅかいぜんたい ななさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で まっていくことがとても大切です。

「こども基本法」は、こうした社会をめざして、こどもや若者に関する
とりくみ
取組をすすめていくうえで、基本になることをきめた法律です。



「こどもの権利」とは

こどもの権利とは、すべてのこどもが、こころもからだも健康に育つために

ひつよう
必要とされる権利です



生きる権利

こどもには、きちんと病気やケガをなおせる ^{† たり} 権利や、健康に生まれ、げんきに成長する ^{† たり} 権利があります。

守られる権利



育つ権利



こどもには、教育を受ける権利や、やすんだりあそんだりする権利、自分の考えや信じることが守られる権利があります。

参加する権利



こどもには、自分に関係のあることについて、 じゅう 自由に意見を言ったり、みんなで活動する権利 があります。



みなさんに聴きたいこと





「こどもの権利」について、みなさんの意見をおしえてください。

Q: こどもの権利について、こどもや大人、みんなに知ってもらうにはどうすればよいとおもいますか?

(例えば、チラシを配る、みんなで集まって話すなど)



Q:みんなから意見をきくには、どんな機会があるとよいとおもいますか? (どこで?どうやって?きいたらよい?)

みなさんの意見を登別市がつくる計画や取組に役立てます!

Ш

v

VI

(大事にすること)

4.4.4.0. +21.1.1° 1° 2°/ +4 7.1.1.1.4.7.2.1

わかもの だいじ じぶん こどもや若者が大事にされ、自分らしくいられるように守り、その人たちが今も未来も幸せになるようにする

エ ったいせつ こともや若者、子育てをしている人たちの気持ちを大切にして、その意見をよく聴きながら、一緒に進めていく

つと せいちょう あ じゅうぶん たすけ こどもや若者、子育てをしている人たちの成長に合わせて、十分に助ける

(▼) あんしん そだ かんきょう おんきょう ひと みんなが安心して育てる環境をつくり、貧しい人がいなくなるようにして、すべてのこども・若者が幸せに成長できるようにする

たいきく たいきく かんけい ひと だんたい きょうりょく すす たいせつ いろんな対策をしっかりまとめて、関係する人たちやまち、団体と協力して進めることを大切にする